

水道料金、下水道使用料等の改定について

1 改定の背景

(1) 消費税及び地方消費税の税率の引上げ

国においては、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」による消費税法の改正及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」による地方税法の改正を実施し、消費税及び地方消費税の税率は、平成26年4月1日に8%（消費税6.3%、地方消費税1.7%）に引き上げられるとともに、翌年10月1日からは、10%（消費税7.8%、地方消費税2.2%）に引き上げることとされました。

その後、消費税率の10%への引上げは、平成27年4月1日に「所得税法等の一部を改正する法律」の施行により、平成29年4月1日まで1年半延期され、さらに、平成28年11月28日には、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」の施行により、再度、令和元年10月1日まで2年半延期されました。

この経過を経て、令和元年10月1日から消費税の税率は、10%（消費税7.8%、地方消費税2.2%）への引上げが実施されます。

	現 行	引上げ後
消費税率	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)
合 計	8.0%	10.0%

引上げに当たっては、総務省から、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処するとの考え方を踏まえ、令和元年10月1日に予定されている消費税率の引上げに向け、適切に対処するよう、地方自治法の規定に基づく技術的な助言が行われていることから、上下水道事業に係る料金、使

用料等について、税率の引上げに伴う消費税等相当額分（２％）の改定を行おうとするものです。

(2) 水道料金、下水道使用料等の見直し

水道事業及び下水道事業における今後１０年間の進むべき方針として、第２次津市水道事業基本計画及び津市下水道事業基本計画を平成３０年２月２０日に開催された全員協議会において協議いただき、同年３月に策定しました。

第２次津市水道事業基本計画では、水道料金を令和３年度に改定率２８％の増額を折り込んだ投資・財政計画をお示ししました。

また、津市下水道事業基本計画では、現行の使用料では、本来、汚水処理に要する費用を下水道使用料で賄うことができず、一般会計からの繰入金（税負担）に依存した経営の継続が看過できない状況となっていることから、計画策定の翌年度となる令和元年度に使用料を見直す財政シミュレーションを行いました。当該財政シミュレーションでは、使用料単価を総務省基準使用料単価の１５０円／ｍ³と平成２８年度決算における汚水処理原価１７３円／ｍ³の２つのパターンをお示ししました。

２ 消費税及び地方消費税の税率引上げに係る改定

(1) 水道料金

１か月につき、次の表により算出した基本料金と従量料金との合算額（当該額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とします。

ア 基本料金

メーターの 口径	本体額 (税抜き)	現 行 (税８％込み)	改定後 (税１０％込み)
13mm	480円	518円	528円
20mm	950円	1,026円	1,045円
25mm	1,560円	1,684円	1,716円
30mm	3,000円	3,240円	3,300円
40mm	5,600円	6,048円	6,160円
50mm	8,800円	9,504円	9,680円
75mm	19,800円	21,384円	21,780円
100mm	41,900円	45,252円	46,090円
150mm	102,000円	110,160円	112,200円

200mm	181,100円	195,588円	199,210円
250mm	284,000円	306,720円	312,400円

イ 従量料金（1 m³につき）

従 量	本体額 (税抜き)	現 行 (税8%込み)	改定後 (税10%込み)
1m ³ 以上10m ³ 以下	60.00円	64.80円	66.00円
11m ³ 以上20m ³ 以下	110.00円	118.80円	121.00円
21m ³ 以上30m ³ 以下	185.00円	199.80円	203.50円
31m ³ 以上40m ³ 以下	200.00円	216.00円	220.00円
41m ³ 以上60m ³ 以下	210.00円	226.80円	231.00円
61m ³ 以上200m ³ 以下	225.00円	243.00円	247.50円
201m ³ 以上	230.00円	248.40円	253.00円
公衆浴場の用に水道を使用 する場合	90.00円	97.20円	99.00円
一時用で管理者が定める用 途に水道を使用する場合	445.00円	480.60円	489.50円

(2) 新規給水加入金

給水装置の新設及び増径となる改造の工事をしようとする者から、次の表に定める額を新規給水加入金として徴収することとします。

メーター の口径	本体額 (税抜き)	現 行 (税8%込み)	改定後 (税10%込み)
13mm	67,000円	72,360円	73,700円
20mm	162,000円	174,960円	178,200円
25mm	253,000円	273,240円	278,300円
30mm	366,000円	395,280円	402,600円
40mm	652,000円	704,160円	717,200円
50mm	1,017,000円	1,098,360円	1,118,700円
75mm	2,291,000円	2,474,280円	2,520,100円
100mm	4,070,000円	4,395,600円	4,477,000円
150mm	9,159,000円	9,891,720円	10,074,900円
200mm	16,286,000円	17,588,880円	17,914,600円
250mm	25,447,000円	27,482,760円	27,991,700円

(3) 給水装置工事に係る費用の算出方法

上下水道事業管理者が施行する給水装置工事の費用の算出において、費用の合計額に乗ずる値は次のとおりとします。

現 行	改定後
100分の108	100分の110

(4) 工業用水の料金の改定

1 か月につき、次の表により算出した基本料金と超過料金との合算額とします。

ア 基本料金

基本使用水量	本体額 (税抜き)	現 行 (税8%込み)	改定後 (税10%込み)
1m ³ につき	60.00円	64.80円	66.00円

イ 超過料金

超過使用水量	本体額 (税抜き)	現 行 (税8%込み)	改定後 (税10%込み)
1m ³ につき	60.00円	64.80円	66.00円

(5) 農業集落排水処理施設使用料の改定

1 か月につき、次の表により算出した基本料金と人数割料金に世帯員数又は処理対象人員を乗じて得た額との合算額とします。

区 分	本体額 (税抜き)	現 行 (税8%込み)	改定後 (税10%込み)
基本料金	2,000 円	2,160 円	2,200 円
人数割料金	300 円	324 円	330 円

3 下水道使用料の見直し

(1) 下水道事業の経営状況

ア 地方公営企業法の適用

下水道事業は、平成27年4月1日から地方公営企業法を適用したことにより、企業会計方式の財務諸表による経営状況及び財務状況の分析が可能となり、一般会計からの繰入金に依存する非常に厳しい経営状況が明確になりました。

イ 平成29年度の経営状況

(ア) 汚水処理原価と使用料単価

平成29年度決算においては、平成28年度決算よりも事業所等の大口使用者に係る使用水量が少なかったことなどから、使用料収入は

約 15.4 億円 (※1) (使用料単価 118 円/㎡) と減少したのに加えて、汚水処理費用は減価償却費の増加などに伴う汚水対象経費の増加により約 23.1 億円 (汚水処理原価 177 円/㎡) と増加したことで、収入不足は約 7.7 億円となり、経営状況は、当該基本計画で想定していたよりも更に悪化し、より深刻な状況となりました。

(※1) 9 ページの(4)を除き、税抜き表示とします。

図 1：汚水処理原価と使用料単価の比較 (平成 29 年度決算数値)

汚水処理原価	177 円/㎡	
使用料単価	118 円/㎡	不足額 59 円/㎡

(イ) 一般会計からの繰入金の状況

平成 29 年度決算における収益的収支においては、下水道事業全体で事業収益が約 103.2 億円、事業費用が約 84.6 億円で、そのうち使用料対象経費に関連する汚水処理事業に係る収益が約 79.8 億円、汚水処理事業に係る費用が約 71.7 億円となり、会計上は約 8.1 億円の純利益が生じています。しかし、これは資本的収支不足額を補うため、市税を財源とする一般会計からの繰入金 (税負担) を一旦収益的収入に繰り入れることにより生じるもので、実質的な利益は生じていません。

また、一般会計繰入金は約 42.6 億円、うち総務省が定める一般会計から公営企業に対する繰出基準に基づく基準内繰入金は約 26.2 億円で、残りの 16.4 億円は、本来、下水道使用料で賄わなければならないものであり、これが基準外繰入金として税により負担している状況となっています。

図 2：汚水処理事業に係る平成 29 年度決算状況

その他収益 1.3 億円 (人件費負担金等)				(税抜き)		収入合計 79.8 億円
収益的収入	下水道使用料 15.4 億円	長期前受金戻入 28.6 億円	一般会計繰入金 34.5 億円	うち基準内 18.1 億円	うち基準外 16.4 億円	
収益的支出	維持管理費等 16.8 億円	借入金利息 9.9 億円	減価償却費等 42.4 億円	純利益 8.1 億円		支出合計 71.7 億円
人件費 2.6 億円 負担金・補助金 4.7 億円 受益者負担金及び分担金 0.6 億円 一般会計繰入金 8.1 億円						
資本的収入	企業債 (借入金) 25.8 億円	資本的収支不足額 △21.3 億円	一般会計繰入金 8.1 億円	補填	内部留保資金等	収入合計 39.2 億円
資本的支出	建設改良費 22.1 億円	借入金の返済 38.4 億円				支出合計 60.5 億円

現在の下水道事業会計の運営においては、一般会計からの基準外繰入金が不可欠で、現状の使用料収入では、維持管理費すら賄えず、税負担によって辛うじて運営している脆弱な経営状況にあることから、今後の施設等の改築、更新等に必要な財源として使用料収入が活用できる状況ではありません。

(ウ) 経費回収率から見た経営状況

経営面から下水道使用料を分析する指標として、汚水処理に要する費用に対する下水道使用料による回収の度合いを示す経費回収率(※2)がありますが、当該経費回収率は、汚水私費の原則(※3)から、少なくとも100%以上であることが必要とされているところ、本市の平成29年度決算における経費回収率は、約66.6%(全国平均106.2%)となっており、著しく低い水準となっています。

また、下水道使用料を汚水処理に要する費用のうち維持管理に要する費用のみで除した経費回収率も、約92.0%(全国平均212.6%)となっており、全国的に見ても極めて低い水準にあるだけでなく、経費回収率の観点からも、脆弱な経営状況を裏付けるものであります。

(※2) 下水道使用料を汚水処理費で除して得た比率

(※3) 汚水は下水道を使用する人の日常生活や生産活動によって生じることから、汚水処理に要する費用は、下水道使用料で賄うべきであるという考え方

(2) 適正な下水道使用料単価の必要性

ア 現行の使用料

現行の下水道使用料は、平成18年1月1日の合併後の使用料について、10市町村の合併協議会において、当時低額であった久居市の使用料体系を採用し、その後、平成26年4月1日の消費税等の引上げに伴い消費税等相当額分のみ改定したものの、13年間一度も実質的な改定を行ってきませんでした。

現在まで一般会計からの繰入れを前提とした経営を行ってきましたが、平成18年度から平成29年度までの12年間で下水道使用料の不足による基準外繰入金の総額が140.9億円にのぼり、公共下水道を利用できない方も含めた市民1人当たりの税負担額は5.2万円と非常に大きくなっています。

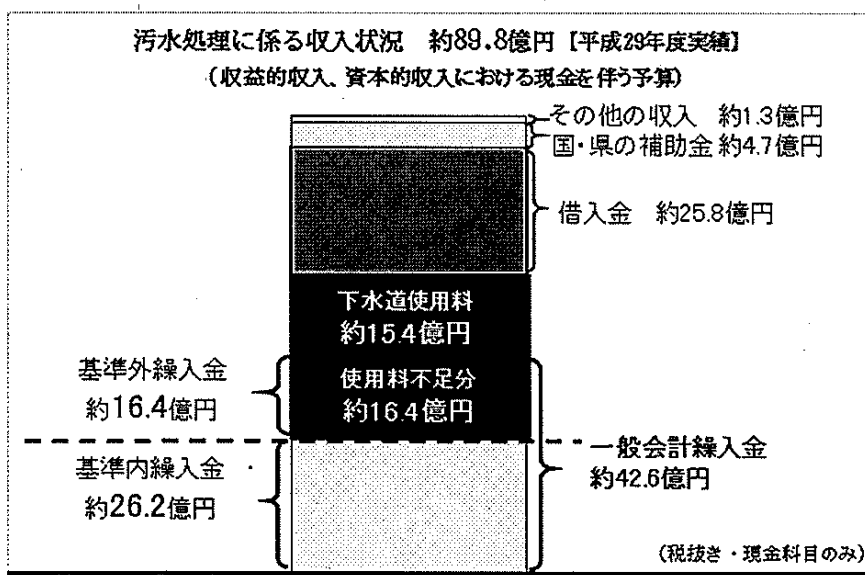
下水道事業では、国の補助事業の積極的な活用や污水管渠の効率的な整備、外部委託による効率的な運用などの経営努力により、経費の削減を行い使用料体系の見直しを行わずに経営を行ってきましたが、今後も現行の使用料体系を継続する場合、ますます税負担に依存した脆弱な経営状況が見込まれることから、税負担に依存することなく新たな使用料体系の検討が急務となっています。

イ 一般会計からの繰入金

污水处理に要する費用は、本来は下水道使用料による負担が求められます。このような中、平成29年度決算において、污水处理に係る支出のうち、減価償却費等を除いた現金支出の約89.8億円を賄う財源として、収益的支出には下水道使用料15.4億円、借入金約25.8億円、国及び県補助金約4.7億円並びにその他の収入1.3億円が充てられています。その不足分は一般会計繰入金約42.6億円で補填しています。そのうちの約26.2億円は、繰出基準に基づく基準内繰入金で、残り約16.4億円は基準外繰入金となっています。

本市の下水道事業は、今後においても、志登茂川処理区の供用開始に伴う污水管渠の整備、施設及び管渠の維持管理、施設の更新等に更なる費用が必要となりますが、現行の使用料体系を維持することとした場合は、投資を抑制するしかなく、下水道の普及が停滞することとなります。

図3：平成29年度決算における現金を伴う収益



ウ 市民負担

本来、使用料収入で賄うべき約16.4億円の基準外繰入金は、下水

道の整備が行われていない地域を含めた市民1人当たり年間約5,800円の税負担となることから、早急に適正な下水道使用料への見直しをすることが必要です。

現行の使用料体系を継続した場合における本来使用料収入で賄うべきである一般会計繰入金及び市民1人当たりの基準外繰入金負担額は今後高水準が続くと見込まれます。（2－参考2）

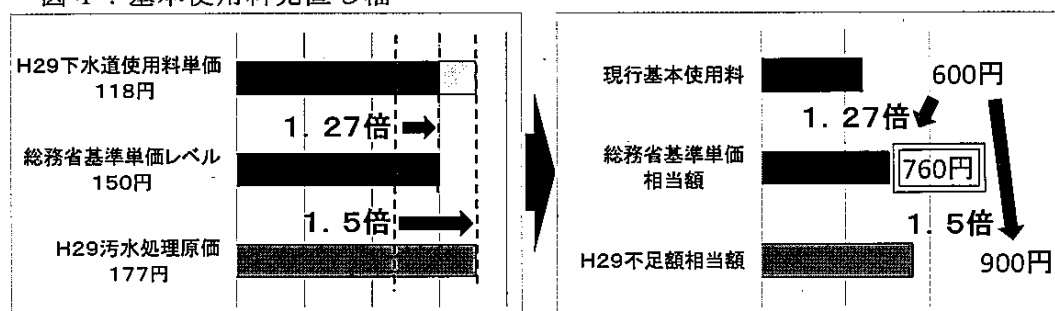
(3) 使用料の見直しの基本的な考え方

下水道事業の経営を安定して行っていくためには、全ての使用者に対し公平に基本使用料による負担をお願いした上で、使用水量に応じた従量使用料を負担いただく必要があります。本来は、平成29年度決算における汚水処理原価の177円/㎡を目標として使用料を見直すべきであります。本市においては、使用水量の少ない方が多くを占める状況であり、基本使用料の大幅な値上げや、使用水量の少ない区分の従量使用料単価を大幅に引き上げることは、使用者の家計や生活を圧迫することとなるため、今回の下水道使用料の見直しにおいては、使用水量の少ない層への負担を十分配慮した上で、使用料単価を総務省基準使用料単価の150円/㎡とし、基準外繰入金となる市民1人当たりの年間税負担額も現在の約5,800円から約4,300円へ削減することで一般会計への負担を軽減できる使用料の見直しを検討することとしました。

ア 基本使用料の見直し

平成29年度決算においては、使用料収入15.4億円の使用料単価が118円/㎡であるのに対して、汚水処理費23.1億円の汚水処理原価は177円/㎡で、汚水処理原価が使用料単価の1.5倍となっている状況ですが、今回の使用料の見直しは、総務省基準使用料単価150円/㎡が平成29年度決算における使用料単価118円/㎡の1.27倍であるため、現行の基本使用料600円/月を27%引き上げた760円/月（10円未満切捨て）に設定します。（2－参考3）

図4：基本使用料見直し幅



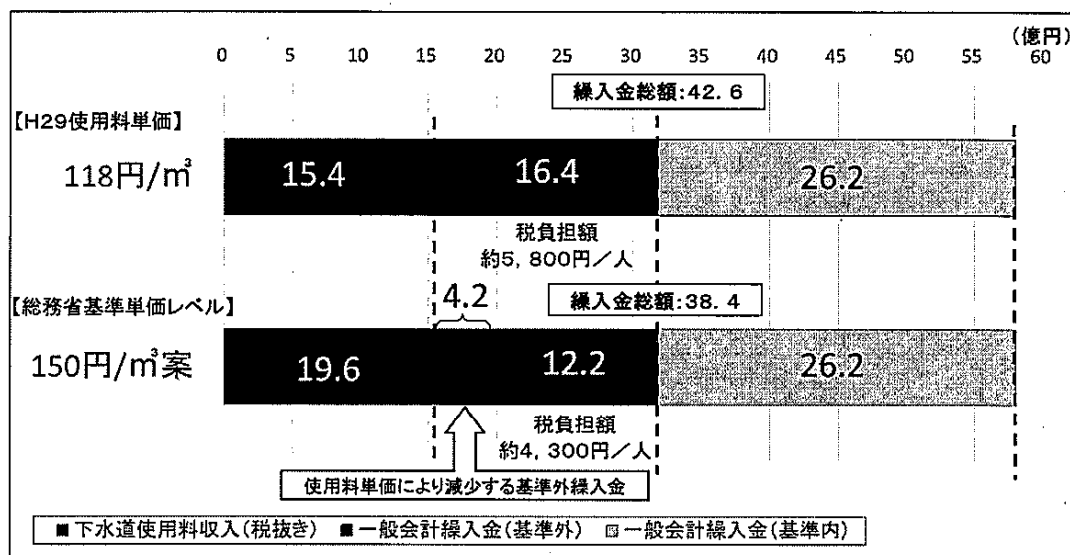
イ 従量使用料の見直し

従量使用料の見直しについても、基本使用料の見直しにおける考え方と同様に、現行の従量使用料体系における従量使用料（一般污水）の区分ごとの単価を27%引き上げるものとします。（2－参考3）

ウ 改定案による試算結果

現行の使用料体系における平成29年度の使用料収入は約15.4億円で、それに対する総務省基準使用料単価の1m³当たり150円に見直し試算すると、使用料収入は約19.6億円と約4.2億円の増収となり、基準外繰入金が約4.2億円削減されます。

図5：下水道使用料と一般会計繰入金の改定による推移の試算（汚水処理事業）



(4) 一般家庭における使用料の比較

一般家庭の平均的な使用水量である20m³/月における現行の使用料体系と改定案の使用料の比較では、月額で575円（税込み）、年額で6,900円（税込み）の増額となります。

一般家庭における使用料改定の影響の試算

(金額単位:円)

対象		現行使用料 (税抜き)	総務省基準使用料単価レベル 150円 改定案(税抜き)		現行使用料 (税8%込み)	総務省基準使用料単価レベル 150円 改定案(税10%込み)		
			負担増額	増割合		負担増額	増割合	
一般家庭 (20m ³ /月)	月 額	1,800	2,290	490	1,944	2,519	575	29.6%
	年 額	21,600	27,480	5,880	23,328	30,228	6,900	

(5) 他市の下水道使用料との比較

本市の平成29年度決算数値県内他市と比較すると最も低い水準となっており、県内他市平均使用料単価の165円/㎡を大幅に下回っている状況にあります。（2－参考4）

(6) 下水道使用料の改定

下水道使用料は、1か月につき、次の表により算出した基本使用料と従量使用料との合算額（※4）とします。

（※4） 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額

ア 基本使用料

汚水の種類	現 行		改定後	
	税抜き	税8% 込み	税抜き	税10% 込み
一般汚水	600円	648円	760円	836円

イ 従量使用料（1㎡につき）

汚水の 種類	区分	現 行		改定後	
		税抜き	税8% 込み	税抜き	税10% 込み
一般汚水	1㎡から 10㎡まで	5円	5.40円	6円	6.60円
	11㎡から 30㎡まで	115円	124.20円	147円	161.70円
	31㎡から 50㎡まで	145円	156.60円	185円	203.50円
	51㎡から 100㎡まで	175円	189.00円	223円	245.30円
	101㎡から 500㎡まで	215円	232.20円	274円	301.40円
	501㎡から 1,250㎡まで	250円	270.00円	318円	349.80円
	1,251㎡以上	265円	286.20円	337円	370.70円
公衆浴場 汚水	1㎡につき	12円	12.96円	12円	13.20円

4 市営浄化槽使用料及び共同汚水処理施設使用料の改定

市営浄化槽使用料の算定は、津市営浄化槽条例の規定に基づき、また、共同汚水処理施設使用料の算定は、津市共同汚水処理施設の設置及び管理に関する条例の規定に基づき、津市公共下水道条例の規定を準用することから、

下水道使用料と合わせて見直します。

5 今後の対応

(1) 条例改正等

適時、関係条例の改正及び各会計に係る補正予算措置を行います。

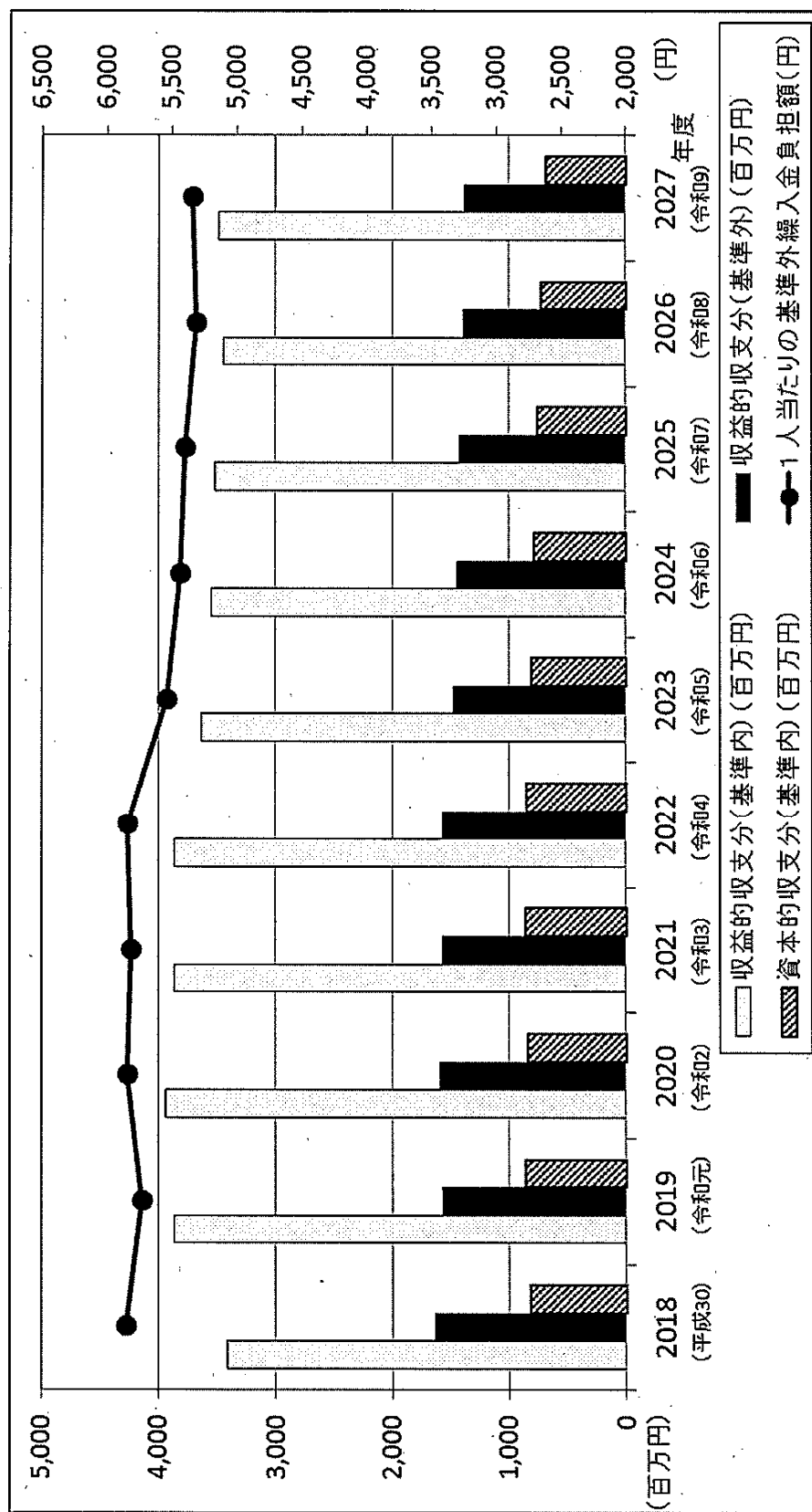
(2) 水道料金の見直し

現在、改定に向けて、水需要の予測や財政収支の見通しなど財務分析・経営分析等を行っていますが、本市の全配水量の約50%を占める県営水道の受水費が水道事業経営に大きな影響を与えることから、この経費の見極めが重要となります。

県営水道の料金は、5年ごとに見直しが行われ、令和2年度から令和6年度までの料金単価が、三重県企業庁と関係市町との協議を経て本年12月に決定されます。この協議に臨むに当たっては、三重県企業庁は平成28年度に内部留保資金から、三重県一般会計へ40億円を貸し付けてもなお、平成29年度決算において約116億円を保有するなど、経営状況が非常に安定していることや県営水道料金が本市の水道事業経営に多大な影響を及ぼすことを勘案し料金を低減されるよう強く要望していきます。

水道料金の見直しは、この結果を踏まえ、改めて投資・財政計画を精査し、改定時期、改定率等、料金改定案の策定を進めますが、その過程において、適時、市議会にお示しします。

下水道事業基本計画における一般会計繰入金の見込み



現行使用料体系と改定案の使用料収入比較

区分	現行:H29年度 (H29使用料単価:118円/㎡)		改定案 (総務省基準単価レベル:150円/㎡)	
	単価	使用料収入(円)	単価	使用料収入(円)
基本使用料	600	420,459,984	760	542,445,288
1㎡～10㎡	5	29,069,055	6	35,538,799
11㎡～30㎡	115	591,431,410	147	769,835,757
31㎡～50㎡	145	123,923,483	185	161,019,350
51㎡～100㎡	175	70,127,505	223	90,998,076
101㎡～500㎡	215	186,130,006	274	241,600,583
501㎡～1,250㎡	250	96,602,220	318	125,153,359
1,251㎡～	265	144,339,727	337	186,922,530
湯屋用	12	268,048	12	268,048
計		1,241,891,454		1,611,336,502
使用料収入合計		1,662,351,438		2,153,781,790
同(税抜き)		1,539,214,294		1,957,983,445
対H29年度増		-		418,769,151
対H29年度増割合		-		29.6%

税8%込み

税10%込み

県内各市における下水道使用料単価

